

# 第六次千葉県障害者計画（平成30年度から平成32年度までの3年間）の概要

## 計画の位置付け

- 1 障害者計画（障害者基本法）
- 2 障害福祉計画（障害者総合支援法）
- 3 障害児福祉計画（児童福祉法）
- 4 「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」の施策も含む

第六次千葉県  
障害者計画

## 本県の障害のある人の状況

### 1 手帳の所持者数

手帳所持者数	23年度末①	28年度末②	②と①の比較
身体障害者手帳	168,325人	177,918人	5.7%増加
療育手帳	32,560人	39,960人	22.7%増加
精神障害者保健福祉手帳	26,087人	40,518人	55.3%増加

#### ＜増加の状況と要因など＞

#### ○身体障害

全体に占める割合「肢体不自由」が52.5%、次いで「内部障害」が32.9%「内部障害」は増加が顕著で5年間で15%増加

#### ○知的障害

軽度の障害のある人の増加が顕著で5年間で38.8%増加  
知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者が増加したことが要因の一つと考えられる。

※要因＝「平成29年版内閣府障害者白書、障害者の全国的状況」による

#### ○精神障害

全体に占める割合「中度」が59.7%、次いで「軽度」が23.8%  
「中度」は5年間で56%増加、「軽度」も66.4%増加

### 2 公立特別支援学校の幼児児童生徒数

- ・平成23年度の5,507人から平成28年度の6,321人へと14.8%増加
- ・障害別の内訳では知的障害のある児童生徒数の増加が大きく17.8%増加

### 3 障害のある人の就職件数

- ・平成23年度の1,922件から平成28年度の3,160件と64%増加  
精神障害者の就職件数は5年間で119.2%増加
- ※就職件数＝県内のハローワークにおける障害者の就職

## 現状と課題

県内では、障害のある人が増加傾向にあり、加えて発達障害や高次脳機能障害、難病など多様な障害のある人に対する福祉サービスの提供が必要とされている。  
こうした状況の中で、以下の施策を推進していくことが求められている。

- ・住まいの場としてのグループホームや日中活動の場の整備
- ・親亡き後も地域社会の中でその人らしく暮らせるための、福祉サービスの充実
- ・自己決定・自己実現の支援や、権利を擁護するための仕組みの充実
- ・障害のある子どもがライフステージを通じて質の高い療育支援が受けられる体制の構築
- ・相談支援体制の充実
- ・一般就労の促進、福祉的就労の機会提供、職場への定着支援

## 計画の目標

障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築  
障害のある人がその人にあった福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

## 計画策定に係る基本的な考え方

- ・障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援
- ・障害のある人本位の総合的な支援
- ・障害特性等に配慮した支援
- ・アクセシビリティの向上（施設、サービス、情報などの利用のしやすさの向上）
- ・障害を理由とする差別の解消
- ・施策の総合的かつ計画的な取組の推進

## 8つの主要な施策と主な取組み

### 1 入所施設等から地域生活への移行の推進

- グループホームの整備拡充（継続）
- 地域生活支援拠点の整備促進（継続）
- 県立施設のあり方の検討（継続）

### 2 精神障害のある人の地域生活の推進

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）
- 精神科救急医療体制の充実（継続）

### 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- 障害者条例に基づく取組の推進（継続）
- 手話通訳者の養成（継続）

### 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

- 医療的ケアが必要な障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の連携の推進（新規）
- ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実（継続）

### 5 障害のある人の相談支援体制の充実

- 基幹相談支援センターの設置を支援（継続）

### 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

- 就労支援・定着支援体制の強化（継続）

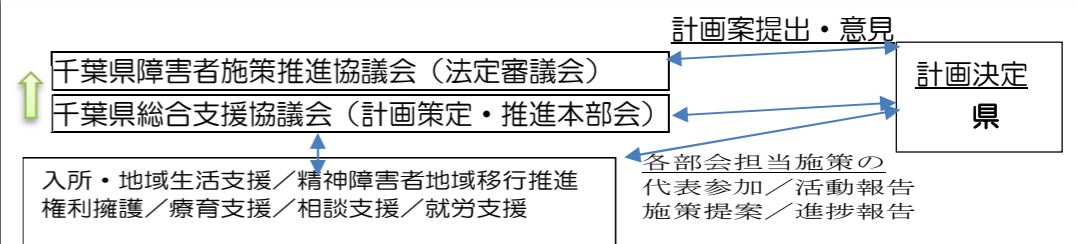
### 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

- ひきこもり地域支援センターによる支援（継続）
- 千葉県発達障害者支援センター（CAS）による支援（継続）

### 8 様々な視点から取組むべき事項

- 障害者スポーツの振興・普及（継続）
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の実現に寄与する様々な取組（新規）

## 計画の策定・推進体制



第六次千葉県障害者計画の施策体系

基本目標	主要な施策	主な取組
障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築	<b>1 入所施設等から地域生活への移行の推進</b>	
	(1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループホームの量的拡充</li> <li>○市町村における地域生活支援拠点等の整備促進</li> <li>○地域活動支援センターの充実に向けた支援</li> <li>○短期入所事業所の整備促進</li> <li>○日常生活自立支援事業による援助</li> <li>○「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の実施</li> <li>○在宅支援の拠点としての入所施設の活用</li> <li>○千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園の小規模ケアへの転換</li> <li>○千葉県千葉リハビリテーションセンターの施設整備</li> </ul>
	(2) 日中活動の場の充実	
	(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	
	(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	
	(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	
	(6) 県立施設のあり方	
	<b>2 精神障害のある人の地域生活の推進</b>	
(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括ケアシステムを構築するための協議の場の設置</li> <li>○精神科病院の空床確保の推進</li> </ul>	
(2) 精神科救急医療体制の充実		
<b>3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進</b>		
(1) 障害のある人への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域専門指導員・地域相談員による周知啓発活動</li> <li>○福祉教育推進校の指定</li> <li>○虐待防止アドバイザーの派遣</li> <li>○障害者差別解消支援地域協議会の設置支援</li> <li>○手話通訳者養成研修事業の実施</li> <li>○手話言語等条例等の周知</li> <li>○情報保障ガイドラインの周知</li> </ul>	
(2) 子どもたちへの福祉教育の推進		
(3) 地域における権利擁護体制の構築		
(4) 地域における相談支援体制の充実		
(5) 手話通訳等の人材育成		
(6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進		
<b>4 障害のある子どもの療育支援体制の充実</b>		
(1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフサポートファイルの導入や活用の促進</li> <li>○児童発達支援センター設置の促進</li> <li>○障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充</li> <li>○障害児等療育支援事業の推進</li> <li>○療育支援コーディネーターの配置促進</li> <li>○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</li> <li>○特別支援教育に関する研修の充実</li> </ul>	
(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化		
(3) 地域における相談支援体制の充実		
(4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実		
(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実		
<b>5 障害のある人の相談支援体制の充実</b>		
(1) 地域における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基幹相談支援センターの設置促進</li> <li>○相談支援専門員等の育成ビジョンの明確化</li> <li>○医療的ケア児の相談支援に従事する相談支援専門員のスキルアップ</li> </ul>	
(2) 地域における相談支援従事者研修の充実		
(3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化		
<b>6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実</b>		
(1) 就労支援・定着支援の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の特性に応じた就労支援の充実・強化</li> <li>○民間企業における障害のある人の雇用及び職域拡大の促進</li> <li>○障害者就業・生活支援センターによる障害のある人の就業支援</li> <li>○雇用管理上のアドバイスを行う企業支援員の配置</li> <li>○就労促進に向けた関係機関のネットワークの構築</li> <li>○就労継続支援事業所に対する支援の実施</li> <li>○千葉県障害者就労事業振興センターを通じた障害者就労施設等への発注の促進</li> <li>○多様な働き方の選択の尊重に向けた支援</li> </ul>	
(2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化		
(3) 障害のある人を雇用する企業等への支援		
(4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化		
(5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進		
(6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援		
<b>7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実</b>		
(1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害者支援センター(CAS)を拠点とした研修等の実施</li> <li>○福祉型短期入所事業所に対する報酬加算の実施</li> <li>○障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充</li> <li>○障害児等療育支援事業の推進</li> <li>○重度心身障害者(児)の医療費補助</li> <li>○「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の実施</li> <li>○ひきこもり地域支援センターにおけるアウトリーチ型支援の充実</li> <li>○保護観察所等の関係機関と連携した支援</li> </ul>	
(2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進		
(3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化		
(4) 重度・重複障害者等の負担軽減の推進		
(5) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進		
(6) ひきこもりに関する支援の推進		
(7) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進		
<b>8 様々な視点から取り組むべき事項</b>		
(1) 人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成</li> <li>○共生型サービス事業所の設置促進</li> <li>○心身障害児者歯科保健巡回指導事業の実施</li> <li>○障害者スポーツ指導者の養成</li> <li>○障害のある人が制作する芸術・文化作品や芸能の発表の場の提供</li> <li>○公共施設等のバリアフリー化の推進</li> <li>○公営住宅のバリアフリー化</li> <li>○災害時の要配慮者に係る市町村の取組の促進</li> <li>○県内の消防本部における音声によらない緊急通報システムの導入</li> <li>○各種マークの県民への周知と理解の促進</li> <li>○障害者スポーツ・芸術を通じた障害のある人の理解促進</li> </ul>	
(2) 高齢期に向けた支援		
(3) 保健と医療に関する支援		
(4) スポーツと文化活動に対する支援		
(5) 住まいとまちづくりに関する支援		
(6) 暮らしの安全・安心に関する支援		
(7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知		
(8) 東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の実現に寄与する様々な取組み		

## 主な数値目標

主要施策	数値目標	28年度実績	32年度目標
1 入所施設等から地域生活への移行の推進	グループホーム等の定員	4,712人	5,900人
	施設入所者数	4,495人	4,477人
	地域生活支援拠点等が整備されている圏域の数	0圏域	16圏域
2 精神障害のある人の地域生活の推進	地域の精神保健医療体制の基盤整備量(利用者数)	—	1,104人
3 障害のある人への理解をを広げ権利を擁護する取組の推進	共生社会という考え方を知っている県民の割合	—	50%
	手話通訳者・要約筆記者実養成講習修了見込者数	57人	60人
4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場の設置数	3箇所	30箇所
5 障害のある人の相談支援体制の充実	基幹相談支援センター設置市町村数	16市町村	44市町村
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	686件	805件
7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発見込件数	271件	400件
8 様々な視点から取り組むべき事項	障害者スポーツ指導員の養成者数	35人	80人